
○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時50分）

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第4、議案第39号 平成29年度松崎町一般会計補正予算（第1号）
についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第39号は、平成29年度松崎町一般会計補正予算（第1号）についてです。

詳細は担当課長で説明します。

（総務課長 高木和彦君 説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

○1番（伴 高志君） ちょっともう少し詳細を教えてくださいたいので、歳出の方の11ページ、地域おこしのアプリケーションソフト使用料、これはどういったもので、どういうことを行うのか。

それから、交流拠点の業務委託というの・・・、これも同じページですね。これは、どういうことを行っていますか。

あと、これに関連して、テレビ会議システム、この会議システムの説明も。以上、3点、お願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） それでは、11ページでございますね。補正予算書でいきますと。

まず、地域おこし協力隊事業費の14節、使用料及び賃借料のアプリケーションソフト使用料で6万8000円ほど補正予算を計上しております。

内容を申し上げますと、現在、地域おこし協力隊が5名おりますけれども、その内の1名については、商品開発ということで、いま事業に取り組んでいるところでございます。

例えば、桜葉を使った商品開発ですとか、そういったことにいま1人取り組んでいるところでございまして、この協力隊が、例えば桜葉の商品開発をした場合、そのパッケージデザイン

ですね。そのものの商品開発もそうですけれども、パッケージのデザイン、これに取り組むという形で、そのパッケージデザインに必要な写真加工ですとか、そういったアプリケーションソフトを今回導入いたしまして、デザインワークするというので、今回計上させていただいたものでございます。

これは、主体的には地域おこし協力隊が取り組んでいるところでございますけれども、町民の方においてもそういった利用はできますので、これについては、協力隊だけじゃなくて、町民の方にもそういった活用の幅を広げてまいりたいなということがあります。これがまず、1点でございます。

続いて、2点目の同じく11ページですね。交流拠点施設の業務委託の内容は何かということです。内容については、2つほどあります。まず、1つでございますけれども、町に寄附のありました浜丁橋前の依田邸についてでございます。昨日ですか、藤井議員の一般質問でもお答えしましたけれども、浜丁橋前の依田邸については、まち歩き散策ポイントとして大変魅力であるということで、建物としてもあそこになまこ壁の立派な蔵があります。離れは茶室にもなっているというようなことでございまして、今後、これらを活用していく中で、まずは、なまこ壁の蔵の調査ですね。こちらの方を行いまして、補修箇所などの把握をしていきたいと思っております。

また、離れの茶室と母屋、あと2棟ございますけれども、こちらは、耐震の診断等を行いたいということで考えているところでございます。

2つ目には、「ふれあいと一ふや。」の関係でございますけれども、3月の議会におきまして、公の施設の管理条例を設けまして、使用料をいただいて、町の方で貸し出すということになりましたけれども、利用者の今後の安全性等の確保をする上でも耐震診断がまず必要であるということで、今回予算計上をしたものでございます。

それから、3点目、同じく11ページ、テレビ会議の関係でございます。テレビ会議については、本年度の事業といたしまして、富士ゼロックスと「日本で最も美しい村」加盟の木曽町がありますけれども、こちらと連携いたしまして、シニアインターンシップを「ふれあいと一ふや。」を拠点に進めていく計画であります。

このインターンシップを進めていくうえで、やはり3方のテレビ会議、こちらのシステムを使って、離れたところでもお互い情報交換ですとか、会議等ができるという中で、このテレビ会議のシステム、こちらの方の予算を計上したものでございます。

また、それだけじゃなくて、「ふれあいと一ふや。」の今後の利用促進といたしまして、あそ

ここで仕事ができる場ということで、よくテレワークということで、離れた場所で仕事ができるというテレワークといえますけれども、そのテレワークの利用をPR、周知していくためにもこのテレビ会議システムがあるというようなことで、今回予算計上させていただいたものでございます、以上です。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○5番（藤井 要君） いま、伴議員が質問したことと同じことになりますけれども。これの、まち・ひと・しごと創生事業のテレビ会議の関係でございますけれども、大変立派ないいことだと思いますけれども、これは、年間、賃借料というか、貸借の関係ですか、これは年間、それと期間が限定されているのか、1年間でやるのか。

それから、これは、テレビ会議・・・、年間どれくらい利用する予定なのか、そういうことをちょっとお聞きしたいですけれども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） テレビ会議システムのこの予算については、年間の使用料でございます。3月までの使用料ということでございます。

それから、どのくらいの活用が見込めるかというようなことでございますけれども、これについては、先ほど言いましたシニアインターンシップということでの利用はもちろんでございますけれども、あと、昨日、大学のフィールドワーク等々がということで、私はお話しましたけれども、その大学は、いま、静岡大学、常葉大学ということで来ていますけれども、そちらの大学の中でのフィールドワークで使ったりというようなこともこのテレビ会議の中では行えるということでございます。

そういったことで、当然いろいろな三方と結んで、いろいろな打合せ会議あるいは情報交換等ができるわけでございますので、今現在は、そういったことでございますけれども、今後、せっかくテレビ会議、こういったことがあるものですから、これはいろんな面で周知してまいりたいと思います。

○5番（藤井 要君） 先ほど、いいことだということがありましたけれども、35万7000円ですか、これが毎年毎年かかるわけで。ですから、こういうのはもう新しい機械を入れたりすると、ただ入れればなんかやったような気になるわけですが、本当に無駄遣いしないように、有意義に使ってもらいたいなということでお願いしたいと思っております。

○議長（土屋清武君） 回答はいりませんか。

○5番（藤井 要君） いいです。いま、お願いしましたので。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 同じところで、ちょっとぼくも伺いたいですけれども、最近高齢者な
んかの会議が静岡の方なんかであると、行くのが大変だとかというのをよく聞くわけですね。
そういった時にこのシステムを使って、その会議に参加するということはできるんですよね、
将来的には、システムを整備することによって。その辺をちょっと確認したいんですけれども。

○企画観光課長（高橋良延君） 渡辺議員がおっしゃるように、いま、例えば、県庁へ行く我わ
れの会議も非常に多いわけでございます。例えば、一つの例として、県の方でそういったもの
を導入すれば、例えば県に行かなくても、各市町のこういったテレビ会議を置くことによって、
県とのやりとり、説明等は受けられるということもできますので、それは、県の方の、またそ
れの関係も関わってくるものですから、今のところ、そういった動きはありませんけれども、
例えば、我われのそういった出張、公務がそれによって地元で、ここで説明が受けられて、で
きるというメリットはありますので、これは、何かの折にも県の方にそういったシステムがで
きないかなといった経緯はあるようでございますけれども、今のところ実現はしていないとこ
ろでございます、以上でございます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○5番（藤井 要君） 今の渡辺議員の関係で、これは、昔からこういうシステムをやっている
ことは承知しているわけですが、いま、県との話ということが出ましたので、なんで県
との話し合いだったら、この役場の中に置かないんだということもあり得ると思いますけれど
も、なぜ「と一ふや。」に置く・・・、「と一ふや。」に置く必要があるんだったら、そういう出張
でとか、いろいろな時間短縮の面だったら、役場のこの中に置いてやる方がよっぽど私は、使
い勝手というか、いいと思いますけれども、その点はどうですか。今後また役場に置くつも
りなのかもわかりませんが・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） すみません。私はちょっと一つの例として申し上げましたので、
「ふれあいと一ふや。」にテレビ会議システムを置いているというのは、そこで仕事ができる。
外から来ても、あるいは中の町の人が起業できる場ということで、そこに一つのテレワークの
利用という中で、テレビ会議システムを置いているということでございますので、私の例とし
ては、町と県という形では申し上げましたけれども、「ふれあいと一ふや。」については、やは
り外からの起業を促す、中からの起業を促すという中での一つのツールということでありませ
ん。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（伴 高志君） 今のところの関連で、今の課長の説明の中で、シニアインターンシップ
という具体的な項目が出てきたんですけれども、これは、それぞれの例えば、これは地域おこ

しは関わるということですか、「とーふや。」の関係ですと。そうすると、共通の仕事として行うと考えていいんですか。

○企画観光課長（高橋良延君） シニアインターンシップに直接地域おこし協力隊が関わるということではございませんけれども、このシニアインターンシップについては、先ほど説明しました富士ゼロックスと木曾町という美しい村の連合加盟の町がありますけれども、ここの三方を結んだ中で、シニアインターンシップを行うと・・・、それは、例えば、富士ゼロックスでも会社の定年間際の方あるいは一般の会社の定年間際の方が、その方が、今までその方が持っている知識、そういったものを松崎町で発揮してもらおうと、松崎町の課題解決に使ってもらおうというようなことで、町の方でその方を活用していくという取り組みを行うというものでございます。

結果的に、その方が松崎町で起業できれば一番、ベストでございますけれども、そうでなくても、松崎町の課題解決のためにいろいろなアドバイスですとか、ご指導あるいはそういった知識を松崎町のために使ってもらおうということで考えているところでございます。

○議長（土屋清武君） ほかにございませんか。

○6番（福本栄一郎君） じゃあ、お伺いします。11ページ、負担金、補助及び交付金の中で、南伊豆・西伊豆地域交通活性化協議会で50万円で、初めてだと思えますけれども。これは、いま、事務局はどこで、どういった内容をちょっと教えていただけませんか。

それから、これは、前の議員も言ったがですけれども、交流拠点施設利用促進事業ですけれども、交流拠点というのは、何か所のことをいっているんですか、教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） 11ページの路線バス対策事業費ですね。この50万円ということでございます。

まず、内容を申し上げます。この負担金については、南伊豆・西伊豆地域の今年度、平成29年度の公共交通網の形成計画の実施事業について、今回総事業費が2200万円ほどかかるわけですけれども、その中から国費を差し引いた負担分について県と市町、交通事業者それぞれ3分の1ずつ負担をするものでございます。松崎町については、それが50万円という形でございます。

実施事業の内容を申し上げます。1つには、順天堂大学病院への通院の利便性向上ということで、これが、まず、1点でございます。現在の検討状況につきましては、乗換回数の削減で、松崎から順天堂までの直通バスか、あるいは松崎から修善寺で乗り換えて、順天堂へのバス利用ということで現在検討されているものでございます。

ただ、可能性のあるものとしては、修善寺で乗り換えて順天堂へ行くルートで現在東海バスと伊豆箱根の方で調整、検討しているということを伺っているところでございます。

今後については、平成 29 年度に試行的に実施できるよう、協議を行っていくということになっているところでございます。これが大きい、まず、1 点目のところでございます。

また、順天堂まで行くのにバス、電車、バスと利用している現在、そういったそれぞれで切符を買うわけですが、このバス、電車、バス等を利用している一つに合せた切符を、病院に行けるように、通院割引切符を作製するというところでも検討がされているということでございます、

このほかには、伊豆を回れる新たな周遊きっぷの作製とか、いま、自転車が非常に多いわけですが、自転車利用者への情報発信などを行うことで計画をしているところでございます。

それから、もう 1 点が、交流拠点ということでもありますけれども、この交流拠点が何施設あるかということについては、実際は、何施設ということでは具体的にはないんですけれども、今回の浜丁橋前の依田邸のこういった調査、利用についてもこの中に入れてありますので、そこはやはり人が賑わい、寄れるといいますか、触れ合う、そういった総称で交流拠点施設という形で設けているものでございます。

○6 番（福本栄一郎君） 1 点目のこれは負担金は南伊豆・・・、これは町ということですか。南伊豆町・西伊豆町・・・いわゆる西伊豆地域というんですから、西伊豆町と松崎町ということですが、これも、南伊豆町が入っているということですか。もし入っている・・・、先に、じゃあ、お答え願えませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） こちらは、南伊豆・西伊豆地区ということで、すみません。南伊豆町も入っております。

○6 番（福本栄一郎君） 南伊豆町が入っているということになれば、現在、順天堂行きは、南伊豆町から下田の天城越えで行っていますけれども、その辺は重複はしないということ解釈でいいですね。西伊豆は・・・、松崎町・西伊豆町はもう順天堂には行っていませんので、既に、南伊豆町は行っていると思うんです。その辺はまた、重複するか、しないかということをもた考慮してください。これは別にいいです。いま、入っているということですから・・・。

交流拠点、これは説明で、浜丁橋の旧依田邸ですか、浜丁橋の方ですね。大沢じゃなくて、浜丁橋の交流拠点ですが、これは寄附を受けたということですが、この委託業務は、先ほど伴議員の質問の回答の中で、耐震調査をするということですが、この辺の耐

震調査・・・、それから「ふれあいと一ふや。」も含めて2件を耐震調査と言いましたよね。耐震調査で耐震不足だったらどうするんですか、その辺をお答えください。

○企画観光課長（高橋良延君） 11 ページのところですね。交流拠点の施設において、なまこ壁の蔵は、そういった調査、古民家調査ですね。あとのところは、耐震診断ということで、私は申し上げました。

やはり公の施設ということで、3月の議会で指定をされたということでございますので、やはり公の施設とした以上、管理者としての責任ということも出てきますので、今回耐震の診断ということの費用は計上したものでございます。

しかしながら、まずは、やはり耐震性を、どのくらいの・・・、どんな耐震性かというのを把握することがまず大事かということでもありますので、その先の補強工事うんぬんということもありきの考えではないという形で考えております。

○6番（福本栄一郎君） 耐震診断の結果じゃなくて、将来を予見しなければだめでしょう。税金を全部使わなきゃならないですよ。企画課長は知っているでしょうけれども、いま、静岡県では、昭和56年以前、建築基準法の蓋然は静岡県TOUKAI-0というのがよくくるでしょう、ハガキが。松崎町だって補助金が付いているでしょう、高齢者は110万円ですか。

当然昭和56年以前で古い建物だから、魅力があるからもらったわけでしょう。「ふれあいと一ふや。」は公の施設ですけれども。旧依田邸、浜丁橋、なまこ壁がある古い建物だから、当然築何年も、100年以上も経っているじゃないですか。耐震診断、そんなくらいあんたは予見できるでしょう、当然昭和56年以前の建物に決まっているじゃないですか。

それで、公の施設の「ふれあいと一ふや。」施設。昔の田の字造り、もっとも危険な建物なんですよ。今は壁構造ですよ、建築基準法は。いわゆる大黒柱を中心にして梁がある。昔の田の字型の建物・・・、耐震構造があるわけがないじゃないですか。

だったら・・・委託して、金をかけて、じゃあ、公の施設は「ふれあいと一ふや。」施設、じゃあ、浜丁橋の依田邸が、今度ふれあい交流拠点・・・、不特定多数の人間が集まるじゃないですか。その辺、耐震性がないに決まっているじゃないですか。それをもらい受けて、交流拠点施設をやると・・・、だったら、不特定多数の人が集まる。しかも交流拠点・・・、どうするんですか、お金をかけるんですか、また。建替えですか。その辺をお答え願います。

それと、もう1点、海拔はあそこは何メートルですか、浜丁橋のところは。東北大震災で、もう既に丸6年過ぎている。もう忘れちゃっている。津波、人を集めておいて、どこに逃げるんですか、その辺をお答えください。

○町長（齋藤文彦君） せっかく・・・、ぼくもあの中に入ったわけですがけれども、そんなに・・・、耐震がちょっとわからないわけですがけれども、松崎のために役立つ建物だなと思ってもらったわけですがけれども、あそこをうまく利用して活性化を図りたい。

ただ、耐震性がどのような結果が出るかわかりませんが、それなりに対応していきたいなと思っています。

ただ、あそこは避難タワーができていますので、避難ビルがありますので、避難ビルの方に逃げてもらうと・・・、もし起こった場合ですね。

また、いま、水門と防潮堤の話がありますけれども、そのようなことをまとめてやっていきたいなと思っています。

○6番（福本栄一郎君） やっぱり「ふれあいと一ふや。」が公の施設で、3月議会で賛成してなったんですがけれども、また、いずれ浜丁橋のところも公の施設でやってこなきゃならないですよ。

それで、不特定多数の人間が集まる場所に、耐震補強したにも関わらず・・・、じゃあ、今度、耐震補強で耐震0というのを集めて、何も改修しないで、人を集めることができるんですか。

もし、重大な事故が起きた場合、どうするんですか、その責任は。お答えください。

○町長（齋藤文彦君） まだ耐震の検査もしていないわけですから、どのような結果が出るかわかりませんが、あの建物は、私も入ってみて、それなりに活用できると思いますので、費用がどのくらいかかるかわかりませんが、また維持して使えるような形にしたいなと思っています。

ただ、民間・・・、交流施設、交流施設と言いますがけれども、やっぱり協働というような話があるわけで、やっぱり民間に・・・、あれを使ってくれるようなところがあったら、そのような方をお願いするようなのが、私は一番いいのかなと思っています。

○6番（福本栄一郎君） 法的な裁判じゃないですがけれども、耐震結果をやって、耐震が不十分ですという結果が出ていながら、何ら手を下さない、改修しない。これは、町長としての責任者、不作為行為ですよ、これ、事故が起きた場合。なんで耐震結果が出ておきながら、改修しないで、拠点施設として人を集めているんですか。これで、重大事故が起きたらどうするんですか。

津波は別ですよ、別として。もちろんこれは自然的な関係ですから、海拔・・・、あそこら辺は1.5メートル、確か、2メートル未満だったと思ったんですがけれどもね。それはまた別として、建物自体で事故が起きて、耐震診断しておきながら、耐震がだめです。改修してください

という指摘を受けておきながら、何もやってなくて事故が起きた場合はどうするかということなんです。その辺はどうですか。

○町長（齋藤文彦君） 耐震は・・・、まだお願いして、どのような結果が出るかわかりませんよ。だから、あの建物は、松崎町として、それなりの利用価値があると思いますので、どのくらいの・・・、もし、耐震がないということで、どのくらいの費用がかかるかわかりませんが、それなりの費用をかけてもいい建物だったら、費用をかけたいと思いますよ。 それにかける価値がなかったら、壊したいと思いますよ。

○総務課長（高木和彦君） 耐震診断を一回しませんが、どのくらい危ないかということもわからないものですから。その、また耐震診断の様子によって、例えば、押入れの中に強度を保つような材料を入れるとか、屋根を、瓦をほかのものにするという形で、いろいろなところで耐震のある建物に改修するということはできますので、その前段階として、耐震診断を行うということでご理解ください。

それと、もう一つ、よろしいでしょうか。14 ページにちょっと説明を省いたところがありますけれども、災害対策費の中で、予算の方をちょっと調整しています。これは、今まで公民館なんかについては、公民館の地区の区長さんの方から耐震診断をやって欲しいという依頼があった時には、地区の方で耐震診断を設計士に委託してください、そして、それに代わる費用を最高 20 万円まで出すというような制度で今までやっていました。

ただ、そういうことでいきますと、20 万円、地区のお金・・・かけてもなかなか今度は改修までは大変だということがあるものですから、松崎町の考え方として、公民館、皆さんが集まる所については、全部耐震診断をやろうというスタンスでおります。

そうしまして、金額のことが出るんですけども、これは、うちの方の担当が、建築士協会といろいろ調整をしまして、一般民家の 4 万 6320 円の費用で公民館もやってくれるというような形になりましたので、予算の調製をしていますけれども。繰り返しになりますけれども、これから町が購入した建物ですので、その建物が本当にどれだけ危ない。危険度もいろいろなレベルがあると思いますので、そのレベルを確認する意味でも、この耐震診断だけはさせていただきたいと思います。

○3 番（長嶋精一君） その耐震についてですけども、若干ちょっと話が変わるかも知れないんですけども、全国の民間でやっている、公共にしろ、旅館・ホテルがありますね。それは全部耐震性をカバーしてはいないわけですよ、全部が全部ね。

だから、特に静岡県の場合は、それを明らかにして、わがホテルは耐震性はないんだけど

も、何年後にはこうしますよというようなことを明確にするような救済規定みたいなものがあると思います、現実にはそうなっていますね。

したがって、ここで私が言いたいことは、まず、診断をしてもらって、じゃあ、公共的な建物だから、それを一般に披露する場合は、何年かかって、これをこうするというのを、将来にわたって、それを構築していただければ、私はいいいのではないかなと思います。以上です。

○議長（土屋清武君） 回答はいいですね。

○3番（長嶋精一君） 回答はいらないです。

○6番（福本栄一郎君） それだったらわかりましたよ。拠点施設も結構だと思いますけれども、くれぐれも耐震結果を重要視してもらいたい。わかりました。

それで、じゃあ、話を変えまして、こういったことで寄附を受けました。次も次も寄附がきた場合は、受け入れる考えはあるでしょうか、お聞かせください。

それと、今度はちょっと変えまして、15ページの緊急地震速報機器で小中学校へとありますけれども、これがアナログ方式ですよ。これが、あと3年でしたか、これは3月の議会で前の総務課長が答えた・・・、アナログ・・・、デジタル方式にして・・・、今現在の防災・・・、各1500円の負担金で防災ラジオが使えなくなるとの回答を得たんですけれども、その関係ですか、これは。小中学校の緊急地震速報機器というのは。その辺を教えてくださいませんか。

○町長（齋藤文彦君） 寄附の基準や文書化されたものはありませんけれども、何でもかんでももらうということではありません。やっぱり見て、松崎の公益に繋がるか、防災上に使えるかどうか、いろいろ松崎にとって利益があるということだったら、もらうわけですけれども、それ以外はもらう気はありません

○教育委員会事務局長（山本 公君） 15ページの関係ですね。緊急地震速報機器購入で90万円の予算措置をさせていただいております。

これの関連が、収入の方の8ページをご覧くださいと思いますが、54万円ということで、実践的安全教育総合支援事業費国庫補助金という、歳入の部分でございます。

これと関連するわけですけれども、その実践的安全教育総合支援事業というものにつきましては、学校の児童・生徒に対して、防災教育みたいなもの、あるいは体制、そういうものを充実させていくということの中で、緊急地震速報受信システムを置いて、避難訓練等を実施していただいたり、そういうことで、いざという時の対応ができるような形にするものでございます。

訓練以外にも緊急地震速報が入った時に、それを受信しまして、放送設備と連動しているも

のですから、避難をしていただくような形をとるわけございまして、そういうもの以外に、先ほど言いました訓練機能も付いていますので、そういうものが起こったということで、子どもたちに訓練をさせるというものでございます。

2個ということで、小学校と中学校、それぞれに設置をさせていただくということでございまして、それで、そのような訓練を行ったり、実際の場面の避難を行うというようなものでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 11ページになるんですけれども、財産管理費のところ、町有建物災害保険料で54万円あるわけなんですけれども、これは、どこが対象になっているのか教えていただきたいんですけれども・・・。

○総務課長（高木和彦君） これは、大沢の旧依田邸の分でありまして、建物が22棟ほどあります。それにつきまして、共済組合の方で見積りを徴しまして、予算の方を計上いたしました。

○2番（渡辺文彦君） 昨日も大沢の旧依田邸に関しては、いろいろ議論があったわけなんですけれども、町は所有はしたけれども、実質上は運営はしていないわけですよね。そういう中で、所有したからこうして維持管理費として保険料がかなり発生してくるわけですよね、現状は。

この辺はちょっとやっぱり・・・、何というんですかね。これを直接・・・、このあれには関わらないのかもしれないけれども、やっぱりいま運営しているNPOにも若干の負担費用を求めていかないと、おかしいんじゃないかとぼくは思うんですけどもね、この辺は。いくら町の財産だとはいえ・・・、この辺がちょっとよく理解できない。

○企画観光課長（高橋良延君） 昨日もその議論は出たところございましてけれども、今の日常の管理状況については、伊豆学研究会と町で覚書を交換したということは申し上げたところございまして。

通常の管理については、伊豆学の方でドアを開けたり、風入れを行ったりとかという建物の管理等は行っているところございまして。その他イベントの企画中とか、そういった中で建物のそういった管理をしてもらっているという形ございまして。

当然それに対しての町の管理代という形では支出は一切ございません。けれども、やはり固定経費になっている光熱水費、警備費用等は町が、これは支出をしているということでございます。

今回の建物の火災保険料についても当然町が所有している建物という中で、そこは、火災保険料は町で支出をするということで、今回計上させていただいたところございまして。

○2番（渡辺文彦君） これは依田邸なんですけれども、先ほど、いま、問題になっていた浜丁橋の方の依田邸も町が買えば、またそれも何らかのやっぱり火災保険なりをかけるんでしょう、きっと。

山田邸もほとんどいま利用されていないけれども、ここもかけているんでしょう、結局は。

町は、いろいろそうやってもらってくるんだけど、経費だけは増えていくわけですね、活用が生まれません。

この辺の考え方は、やっぱりもう少し整理していかないとまずいのかなとぼくは思います。もらうのは結構です、確かに。利用価値があるからもらうというのはわかるんだけど、もらった以上は、その経費くらい稼いでもらいたい。その姿勢が全然みえてこない。もらいました、これから考えます。それじゃ困るんです、はっきり言って。

○企画観光課長（高橋良延君） まさに渡辺議員がおっしゃるとおりです。利用・・・、そこを活用する、利用をするという面で、本当におっしゃるとおりでございます。

依田邸については、道の駅と合せました道の駅のパーク構想の基本計画策定委員会を立ち上げましたので、そこでスピード感をもってということで、町長も申し上げましたが、基本計画を策定してまいりたいと・・・、その中で、依田邸の整備活用も合わせて図っていくというような形で考えてまいります。

その他、山田邸についても、現在はライフセーバーの宿泊所とかありますけれども、今年の夏は、大学生のゼミの合宿等そういった利用も試行的に考えているところでございまして、そういったいろいろな利用についても、今後動いていくということになるかと思えます。

浜丁橋の依田邸については、まだ所有権の移転の手続中で、あそここのところの諸々の利用計画という面ではまだですけれども、やはりあそこは、まち歩き重要なポイントでございます。またロケにも非常に活用された建物でございまして、また、当然まち歩きの中継ポイントという形で、それは食の提供ですとか、あるいは建物を使ったお試し移住なんかができるのかどうかを含めて、今後検討してまいりたいと考えています。

○町長（齋藤文彦君） 費用対効果がちゃんと皆さんの目に見えるような形にしていきたいなと思っています。

渡辺議員からこういう質問が出ないようにちゃんとしていきたいなと思っています。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（藤井 要君） ちょっと耳に入らなかったことがありまして、これは、15ページの義務教育管理費の関係ですけれども、これは緊急地震速報、どことどこ言いましたか、もう一度、

すみません。

○教育委員会事務局長（山本 公君） これは、学校に置いてということですので、松崎小学校と松崎中学校に緊急地震速報発報端末、モニターに出たりとかして、いざ起こった時に、放送が流れると。併せて訓練機能も付いておりますので、その訓練も学校の方でしていただくということでございます。

○5番（藤井 要君） これは、義務教育と書いてありますから、ちょっと外れていますけれども、松崎幼稚園とかは必要ないと・・・、義務教育じゃないから必要ないということ解釈してよろしいのか。

○総務課長（高木和彦君） これは、予算査定の時にその話題になりまして、今回、国の方でこういう補助金があるよということがありましたので、小中学校ということが対象になりましたけれども、また内部で検討して、保育園そして幼稚園もこれがあつたらいいんじゃないかということも内部で検討しておりますので、また付ける時には、9月の補正予算で計上するような形になると思います。

○5番（藤井 要君） やるんだったら、やってあげてくださいということで、いま、課長の答弁を聞きましたので、わかりました。

それから、依田邸もそうですけれども、浜丁橋の依田邸、これもそうですけれども。建物共済というのは、例えば、ここの庁舎なんかはだめになった時に、火災とか、地震で建て直すのに多額の費用がかかるわけですよ。それは建物共済に入るのはいいことだと思いますけれどもね。依田邸・・・、浜丁橋の依田邸、実際にだめになったからといって、何も痛くもかゆくもないということになるかと・・・、それだったら、先ほど、福本議員の中からの話もありましたけれども、傷害保険みたいなものを・・・、例えば、そういう人が、観光客が集まる所、おそらく重文岩科学校にしても中瀬邸なんかにしても、そういうのに入っていると思いますけれども、むしろそういう傷害保険あたりに入る必要の方が高いんじゃないかと私は思いますけれども、その点はどうでしょうか、町長。

○総務課長（高木和彦君） この保険については、例えば、何らかの形で窓ガラスを割られたとか、例えば、その時に相手がいれば、そちらの方に請求をするわけですが、そういう形で広くやっているものでございます。やはり一つの家屋を所有するという時には、いろいろなことに備えて保険に加入するというのは、所有する者の義務ということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

（「傷害保険は・・・」と呼ぶ者あり）

○総務課長（高木和彦君） それも入っております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 細かいことで恐縮ですけれども、ちょっとお伺いいたします。

12 ページ、地域福祉推進費ですか、そこに教育資金利子補給というのがあるんですけども、これは何名分かということですね。その下に児童館費、食糧費というのがあるんですけども、これは、子どもらのおやつ代だと思ってしまうんですけども、この利用する子どもの数を教えてください。

15 ページですけれども、緊急地震速報装置の件ですけれども、これは小中へ付けるということですが、現状は、この緊急地震に対しての対応はどうなっているのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○健康福祉課長（新田徳彦君） ただいま、12 ページの関係で2点ほどご質問があったかと思えます。

まず、1点目の教育資金利子補給の関係でございます。こちらにつきましては、民間の金融機関から教育資金を借り入れた時に、その利子相当分を補填するものでございまして、年率で3パーセント、10年以内というような内容になっております。

ちなみに、教育資金の限度額が500万円ということでございますが、こちらにつきましては、現在、継続の方も含めて8件ほど申請が来ております。

こちらにつきましては、当初予算を既に上回りそうな感じになっておりますので、今後の新規の分も見込みまして、不足となる19万5000円を増額補正させていただいたものでございます。

それから、あと、需用費の食糧費の関係でございます。こちらにつきましては、補正予算書の7ページに民生費の負担金でクラブ利用料という形で28万6000円、今回新規で収入見込増ということで措置をしてあるわけですが、議員がおっしゃられたように、おやつ代ですとか、あと、教材費的な消耗品代ということで考えております。11節の食糧費につきましては、おやつ代ということなんですが、歳入の方の利用料につきましては、夏、8月を除いては、子どもから1人1000円、それから、8月の夏休みの期間中につきましては、1人2000円という形でございます。見込みの人数といたしましては、定員は25名ですが、いま、現定員は22名の児童数で見込んで算出をしているところでございます。以上でございます。

○教育委員会事務局長（山本 公君） 学校関係の対応ということですが、個別のものについては、当然付いていないわけですし、緊急地震速報が出ると、気象庁の方から自治体の方

に情報が入って、それを同報無線で放送を流すとか、あるいはテレビの画面でそういう情報が流れるということの中で対応しておりますので、この機械を入れることによって、そういう情報に合わせて、緊急地震情報のものと、なかなか更新していかないみたいな部分があったりするわけですが、この機械を入れることによって、より詳細な情報が取れるということでございます、それぞれの学校でより細かな情報が取れる。併せて、先ほど言いましたように、訓練がこの機械を使ってできるということでございますので、個別のものは今までもっていないものですから、今回、こういうもの入れた中で、より、先ほど言いましたような訓練も行っていたりとか、実際の場面においては、より細かな情報を取れるとか、合せて放送が流れるという形のものでございます。

○2番（渡辺文彦君） 今の地震関係の件ですけれども、先ほど、福本さんの質問の中に、その今後アナログからデジタルになるという話の質問があつて、その回答がなかったように思うんですけれども、その辺は、ここに採用された設備導入ということですかね、これは。

○総務課長（高木和彦君） イメージとしては、どこかのテレビを見ていると緊急地震速報とありますよね。あれが学校に流れるようなイメージをしてもらえばいいと思います。

それで、電波の種類につきましては、アナログとかデジタルがありますけれども、いま、アナログはだいぶ廃止になっていくという形ですので、その機種を購入する場合は、選定してこれからも長く使えるデジタルを求めるようになると思います。

○教育委員会事務局長（山本 公君） アナログとかデジタルの関係は、総務の方の防災の施設の関係だと思いますけれども、今回のものについては、総務課長からありましたように、これは、気象庁とか、あるいは地震予報業者みたいなところから情報がインターネット回線を通じて流れて受診できるわけですが、そういうものを使ってやるということでございます、それを受信した段階で放送が流れるということです。

ですから、ラジオとちょっと違うんですけれども、ネット回線みたいなものを使って、そういう情報が流れてきて、それを取って、そういう状況によって放送が流れるということになります。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○2番（渡辺文彦君） くどくて申し訳ないんですけれども、これは大切なことだと思うからちょっとシステムをちゃんと確認しておきたいんですけれども。結局これを入れることによって、子どもらの訓練もできると・・・、放送にも繋がるというけれど、これが学校に設置されると、緊急地震速報が入ると、それが同時に校内にも放送されるシステムになっているとことですね、

これは。

それですぐに子どもらに対応できるという・・・、そういうシステムであるということですね。
わかりました。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これ
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 39 号 平成 29 年度松崎町一般会計補正予算（第 1 号）についての件を挙
手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 10 時 47 分）
